

2017年司法試験の結果発表を踏まえて

—修了生諸君へのメッセージ—

慶應義塾大学法科大学院修了生の2017年司法試験受験結果とそれに対するコメント

法科大学院を中心とする新たな法曹養成システムがスタートしてから既に10年以上を経過しましたが、ここ数年、修了生の就職難、法科大学院志願者数の激減等、法科大学院をめぐってきわめて厳しい状況が続いています。その中であって、塾法科大学院においては、法律基本科目・法律実務基礎科目を通して、法曹に必要な基礎的能力を涵養するとともに、多彩な選択科目（基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）を通して、新しい時代を担う多様な法曹に求められる国際性・学際性・先端性を身につけることを目指して、教職員、修了生、院生が一体となって、「社中一致」で、法曹養成に取り組んできました。

もとより、法科大学院教育の成果は、修了生の、法曹界を中心とした広く社会での活躍によって測られるべきものですが、新たな法曹養成システムが、法科大学院と司法研修所との連続したプロセスによる法曹教育であることに鑑みると、その中間点に位置づけられる司法試験の結果は、前半の法科大学院での法曹教育の成果を検証するための一つの重要な指標であることは疑いないでしょう。

修了生の皆さん一人ひとりが、プロセスとしての法曹教育の中間点に立っているということを改めて認識し、可否にかかわらず、2017年の司法試験の結果を真摯に受け止め、自らの学習方法を批判的に捉え直し、気持ちを新たに、今後の学習計画を検討してほしいと思います。

合格者数や合格率を他法科大学院のそれらとの関係で単純に数量的に比較することは、必ずしも有意義な作業であるとは思われません。しかし、自己点検・評価という観点から客観的な数値を継続的に分析することは許されるでしょう。例えば、慶應義塾大学LSの修了生を全体としてみると、2017年の最終合格者数は144名で、74校中の第1位、最終合格率（合格者／受験者）は45.4%で第4位（私大1位）であり、合格者数・合格率共に全国法科大学院中で上位の成績を収めました。とりわけ既修者は、合格者数123名、合格率58.6%で、ほぼ昨年と同様の結果となりました。昨年来の司法試験の合格者数は1500名台となった中、この成果は、慶應義塾大学LSの修了生諸君と教職員とが2007年度に改めて定められた厳格過ぎるとさえいわれる学習指導方針の下で弛まぬ精進を重ねてきたことの証です。

		2013年3月			2014年3月			2015年3月			2016年3月			2017年3月		
		修了者			修了者			修了者			修了者			修了者		
		既修	未修	合計												
合格者数	2013年(H25年)試験	117	24	141												
	2014年(H26年)試験	10	6	16	111	12	123									
	2015年(H27年)試験	3	2	5	24	13	37	95	10	105						
	2016年(H28年)試験	4	2	6	4	3	7	20	9	29	95	15	110			
	2017年(H29年)試験	3	0	3	0	2	2	6	5	11	19	4	23	95	10	105
	既修・未修別累計	137	34	171	139	30	169	121	24	145	114	19	133	95	10	105
	当初出願者	223			210			191			203			173		
	合格者／当初出願者	76.68%			80.48			75.92			65.52			60.69		

上の表は、修了年毎の各年の新司合格者数ですが、修了者のほぼ75%が最終的には合格するという目安も、慶應義塾大学法科大学院においてはほぼ達成できています（塾法科大学院の累積合格率は74.46%）。しかし、それでもなお、25%の修了生が合格するには至っていないという現実と直面し、塾法科大学院としては、さらにひとりでも多くの修了生の合格、そして一年でも早い合格を目指して、修了生・院生の努力に応えることができるように、一層の教育方法の改善・質の向上に努めていきたいと思っています。同時に、多様な法曹の養成という法科大学院制度の理念に立ち返って、「第四の法曹」と呼ばれる企業内リーガル・セクションでの活躍など、職域拡大と適切な進路指導にも努めていきたいと考えています。

下の表は、在学中のGPAと司法試験の合格との関係を示したものです。本年度も昨年までと同様、あるいはそれ以上に、両者の間に強いプラスの相関関係が表れています。本メッセージをご覧になっている在校生・入学予定者の皆さんには、塾法科大学院の授業を全面的に信頼し、授業およびその予習・復習を中心とした学習スタイルを身につけることをお勧めします。

全体としてみても、未修者の苦境が如実に表れていることは否定しがたいと思われます。すでに、塾法科大学院では、2014年度からの未修者のカリキュラムを大幅に見直して、未修者教育の徹底的な改革を行っています。とりわけ民法を中心に関連する分野を集約的かつ能率的に学べる体制にしたこと、しかしその反面で、授業スピードに対応できない未修者のための授業支援策を充実したことなどです。2008年3月修了の未修者の合格率が40.8%に達していた実績を踏まえて目標はあくまで高く設定する一方で、ここ数年の未修コースの志願者の減少も考慮に入れて、未修者コースの皆さんとともに、今後も試行錯誤を繰り返しつつ、より密度の濃い充実した未修者教育を実現したいと考えています。

	2013年3月修了者			2014年3月修了者			2015年3月修了者			2016年3月修了者			2017年3月修了者		
GPA	合格者	出願者	合格率												
4.00～3.50	24	24	100	12	12	100	12	12	100	13	13	100	9	9	100
3.49～3.25	23	23	100	31	33	93.9	27	27	100	27	29	93.1	18	18	100
3.24～3.00	37	40	92.5	39	45	86.7	37	46	80.4	30	37	81.1	25	28	89.3
2.99～2.75	32	47	68.1	28	45	62.2	20	43	46.5	30	41	73.2	25	34	73.5
2.74～2.50	18	38	47.4	9	39	23.1	5	23	21.7	8	35	22.9	17	34	50.0
2.49～2.25	7	27	25.9	4	19	21.1	3	20	15.0	2	19	10.5	9	27	33.3
2.24～1.50	0	24	0.0	0	17	0.0	1	20	5.0	0	29	0.0	2	23	8.7
	141	223	63.2	123	210	58.6	105	191	55.0	110	203	54.2	105	173	60.7

※合格者数は修了年に行われた試験毎のものであって、累積値ではない。

最後になりますが、塾法科大学院として、修了生諸君が必要とするアフター・ケアをどこまで提供する必要がある、また、提供することが許されるのか、その境界線はすでに明らかになってきています。2012年度から、修了生として、正規授業科目および補習授業である「修了生支援ゼミ」の履修が可能となる「科目等履修生」と、自習室・ロッカー当の施設利用を認める「特別研修生」の制度が新設されています。また、修了生向けの各種進路情報も収集・公開に努めています。これらの詳細は、修了生向けのホームページで案内していますから、注意して見落とさないようにしてください。